

12

第12章 リストラ・失業・セーフティネット

- 定期収入とセーフティネットについて学ぶ

本講での学習のゴール（講義後に学生は以下の事項ができるようになっている）

- 失業した場合の対処の方法について考えることができる
- セーフティネットについて理解することができる
- 自助・共助・公助について理解することができる

学習の狙い

予期せぬ事態で急に収入源が絶たれた場合、どうすればよいのだろうか？自分の貯金だけでどれくらいの期間、出ていくキャッシュフローを支えることができるのか。また別の一時的収入元を得るようなセーフティネットは存在するのか。定期収入というキャッシュ・インがなくなった場合について **Case Study** で学習する。

この章の概要

終身雇用制度が崩れつつある今日、失業は誰もが直面するかもしれない問題である。失業して所得が途絶えた場合、どうしたらいいかディスカッションを通して考える。生活をサポートしたり、新しい仕事を探したりするためにどのような制度があるかを学ぶ。失業に備えて、貯蓄など普段から自分がしておくことは何か（自助）、社会保険の制度は何か（共助）、公的な援助には何かがあるか（公助）について考える。

[Case 12-1]

張り切って新社会人になり、自立して一人暮らしを始めた翔さんだが、働いて1年たって、どうやら会社の経営が思わしくないことに気付いてはいた。そしてとうとうある日、解雇（リストラ）を告げられた。会社に限界を感じていたので受け入れざるを得ないが、収入が断たれて途方にくれるばかりである。両親はすでに引退して年金暮らしなので経済的な援助を受けることはできない。こんな時どうしたらいいのだろうか？ このような時に自分たちならどのような行動をとるか、話し合ってみよう。

[Case 12-2]

新社会人になったアツコさんであるが、働いて 1 年たって、どうやら会社の経営が思わしくないようである。そしてある日突然、会社が倒産し、解雇を告げられた。アツコさんは母子家庭で、苦勞した母親と一緒に実家で暮らしているが、母親は病気で収入がなく、アツコさんの収入が頼りであった。今回の件で、アツコさんは精神的なショックから体調を崩し、しばらく就職活動ができない。この場合この母子はどうしたらいいか？自分たちならどんなアドバイスをするか話し合ってみよう。

キー概念

- 失業
- 雇用保険
- セーフティネット
- ハローワーク
- 生活保護

キー概念解説

失業： 一般的には、元気で働きたいし働けるのに、職がない状態のこと。失業手当の支給について定めている雇用保険法における定義は、「(雇用保険の) 被保険者が離職し、就労の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること」である。

雇用保険： 一般的に失業保険ということもある。雇用労働者を対象とした保険である。パートタイムで働く人も、所定労働時間が週 20 時間以上で、かつ引き続き 31 日以上雇用されることが見込まれる場合は、被保険者となる。被保険者(会社員など)が失業した場合に、失業中の収入を保障し、再就職の促進を図る。主な給付は基本手当(いわゆる失業手当)である。失業手当の給付は、公共職業安定所(ハローワーク)での職業紹介・斡旋と一体的に行っている。

セーフティネット： 雇用保険・生活保護などの社会保障制度、消費者保護制度などのように、自己責任の原則を補完して、市場競争における脱落者や弱者を守る制度。

ハローワーク(公共職業安定所)： 公共職業安定所が正式名称で、ハローワークは愛称。国民に安定した雇用機会を確保することを目的として国(厚生労働省)が主要都市に設置している。求職者には求職申込、求職相談、職業紹介を行う。具体的には、就職や転職についての相談・指導、適性や希望にあった職場への職業紹介、雇用保険(失業手当)の受給手続きなどのサービスを提供する。雇用主には雇用保険、雇用に関する国の助成金・補助金の申請

窓口業務や、求人の受理などを行う。

生活保護： 公的扶助とも言われる。失業、退職、疾病、死亡、離婚、災害などの理由で生活困窮者となった場合、一定水準の生活を国の責任で保障するもの。生活保護法では、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助などを定めている。保護を申請する窓口は、福祉事務所である。保護が決定される前に、扶養義務者調査と資産調査が行われる。基本的には援助できる近親者や資産がない状態でないと受給できないしくみになっている。

[Work 12-1]

雇用保険の基本手当（いわゆる失業手当）の簡単な計算問題

Case 12-1 の翔さんは、気を取り直して、ハローワークに行き、職探しをすることにした。会社にいたときに雇用保険に入っていたので、新しい仕事が見つかるまでの一定期間、失業手当が受けられることがわかった。失業手当の金額と給付を受けられる日数はどれくらいだろうか？ 24 歳。退職前半年間の月収 24 万円。被保険者であった期間は 1 年。

給付金額（日額）： 円～ 円の見込み。給付日数： 日

雇用保険の受給要件

- ① 働く意思と能力がありながら仕事に就けず、積極的に求職活動を行っていること。
- ② 離職以前の 2 年間に被保険者期間が通算して 12 ヶ月以上あること。ただし、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた場合は、離職の日以前 1 年間に 6 ヶ月以上でよい。

基本手当の金額

退職前半年間の賃金 ÷ 180 × 50%～80%（60 歳未満の場合）

年齢によって 1 日分の金額に上限あり。基本手当日額は年齢区分ごとにその上限額が定められており、現在は次のとおり。（平成 27 年 8 月 1 日現在、今後の見直しもある。）

30 歳未満	6,935 円
30 歳以上 45 歳未満	7,105 円
45 歳以上 60 歳未満	7,810 円
60 歳以上 65 歳未満	6,714 円

倒産・解雇・雇止め等による離職者に対する給付日数

区分	被保険者であった 期間	1年以上	5年以上	10年以上	20年以上
		1年未満	5年未満	10年未満	20年未満
30歳未満	90日	90日	120日	180日	-
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満				240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

* 厚生労働省資料より。

[Work 12-2]

失業手当と生活費、必要な貯蓄の計算問題

翔さんは基本手当（失業手当）5,000円を受けられるようになった。3ヵ月で新しい仕事を探すつもりだが、それまでの生活費をまかなうために貯蓄はどれくらい必要だろうか？（3ヵ月後に新しい仕事を見つけて、給与をもらえるまでの4ヶ月間の生活について。簡単にするため、月はすべて30日とする）

<収入> [Work 11-1]の解答を使う

基本給付金額：日額 円 月額（30日で計算） 円
 給付期間 : 日

<支出> 翔さんの家計簿

費目	金額	備考
食費	50,000円	外食中心
住居費	80,000円	オートロックつきワンルームマンション
光熱水道費	10,000円	ほとんど家にいない
通信費	13,000円	家電とケータイ
被服費	10,000円	身だしなみが大切(切りつめてこれが限度)
交通費	10,000円	バイク移動が中心。会社の面接。情報収集
教養娯楽交際費	10,000円	飲み会、デート代(切りつめたが憂さ晴らしも必要)、就職活動のための情報収集費
奨学金返済	17,000円	2種奨学金を5万円、4年間借りていた

支出合計 () 円

Question: 4ヵ月の生活をまかなうために必要な貯蓄の額は？

4ヵ月間の支出合計 - 失業手当支給合計 = 必要な貯蓄額

つまり、いざという時（この場合は失業した時）のために必要な貯蓄額。

[] - [] = [] 円

【解説】

Quiz: 次の人のうち、失業手当を受け取れる人には○、受け取れない人には×をつけなさい。ただし、以下の人は全員、2年以上働いていた後に、それぞれの事情で仕事を辞めたとする。

- ① () 正社員として働いている期間中に雇用保険料を納めていたが、自分の都合で仕事を辞めて、現在、ハローワークで職探しをしている人。
- ② () 結婚のために仕事を辞めて、現在、求職活動はしていないが、正社員として働いている期間中に雇用保険料を納めていた人。
- ③ () 働いている期間中に雇用保険料を納めていたが正社員ではなく、現在、ハローワークで職探しをしているパートの人（非正規労働者）。
- ④ () 最近、自分の経営していた店を廃業し、現在、ハローワークで職探しをしている元自営業者の人。
- ⑤ () 公立学校の先生を辞めて、現在、ハローワークで職探しをしている人。

[Work12-3] Case12-2 のアツコさん母子は、しばらくは自分たちの貯蓄を取り崩して生活してきたが、貯蓄は底をつき、生活は困窮している。そこで、近所の民生委員を通して、福祉事務所に生活保護を申請することにした。

- ① 生活保護を受給できる条件について考えてみよう。
- ② 次の意見について、賛成か反対か、話し合おう。
「私たちは生活保護には頼るべきではない」「生活保護の受給資格を、今よりもっと厳しくすべきである」
- ③ ②についてどのような意見が出たか、グループごとに発表しよう。(賛成、反対の主な意見をメモしておくこと)

[Homework 12]

セーフティネットとしての生活保護

横浜市内に住むサチ子さん（31 才）は病身でパートをしながら 2 人の子どもを育てている。DV 夫とは離婚したので収入が足りず、生活保護を申請しようと思う。支給額はいくらくらいになるか計算してみよう。

2 人の子どもは 5、7 歳、現在の収入は月額 5 万円です。横浜市は 1 等地-1 に該当する。アパートの家賃は 45,000 円である。（Appendix の生活扶助基準額を参照）

計算

参考) 生活保護の内容（生活扶助費）

日常生活に必要な費用（食費、被服費、光熱費など）	生活扶助	定められた範囲内で実費を支給
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払 (本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払 (本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給